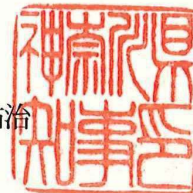


水 第 1 6 3 2 号
令和 8 年 6 月 18 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 櫻本 和美 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 8 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年7月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まさば及びごまさば漁業	現行水準

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.75%	546
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群 A 海域			
ずわいがに日本海系群 B 海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			